

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「限りない創造 社会への奉仕」という「社是」の下に、それを具体化した「豊田合成 経営理念」を掲げ、国際社会から信頼され、産業・経済・社会の発展に貢献し、着実に事業成長するグローバル企業をめざしております。

その実現のためには、企業経営の効率性・健全性確保をねらいとしたコーポレート・ガバナンスの充実・強化による株主価値の安定向上が経営の最重要課題と認識しており、株主の皆様やお客様をはじめとするすべてのステークホルダーのご期待に応えるべく、環境変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制および公正かつ透明性のある経営システムを構築し維持することに努めております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の具体的な施策として、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を適切に理解し、自立的かつ計画的に実践することで、各ステークホルダー、当社、ひいては経済全体の発展に寄与することを方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

<政策保有に関する方針>

・中長期の視点から当社への経済的な波及効果を勘案し、当社を取り巻く様々なステークホルダーとの信頼関係や取引関係の維持・強化、地域社会との関係の維持などの観点から、銘柄を総合的に検討し、保有しております。

<議決権行使の基準>

・政策保有株式に係る議決権行使については、画一的に賛否を判断せず、投資先との対話を重視し、将来にわたる企業価値向上、株主還元向上などの観点から、議案ごとに検討し判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

・当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会は会社法の規定に基づき監視(事前承認および結果確認)を行っております。

・当社が主要株主等と取引を行う場合には、所定の基準に基づき、取引の重要性の高いものについて、関係部署間で十分協議の上、事前の承認を行っております。なお、取引条件については、第三者との取引と同様の条件で決定しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ

・会社の目指すところや中長期的な経営戦略を、「経営理念」、「TG 2020 VISION」に定めており、「当社ウェブサイト」、「豊田合成レポート」に掲載しております。

(ii) 基本的な考え方と基本方針

・本報告書I-1. 基本的な考え方に記載しております。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・報酬は、月額報酬と賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員とのバランス、同業他社の動向や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、決定しております。

・上記方針に基づき会長・社長が提案し、社外取締役との協議の上、取締役会で決議しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施出来ること、ならびに各個人として人望があり、法令および企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選任・指名しております。

・監査役候補については財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に指名しております。

・上記方針に基づき、会長、社長が提案し、社外取締役との協議の上、取締役会で決議しております。

(v) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

・社外取締役候補および社外監査役候補については、既に個々の選任理由を株主総会参考書類にて開示しております。また、取締役候補・監査役候補の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

・取締役会は、「取締役会規則」その他の社内規定を整備し、取締役会自身が判断すべき事項と経営陣が判断・決定すべき事項を明確化しております。

・重要な業務執行以外については、その取引の規模や性質などを鑑み、経営陣に権限を付与しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

・当社は、独立社外取締役について、当社の事業内容を理解し、業務執行者から独立した立場で業務執行者を適切に監督するという責務を果たしていただくことが当社のコーポレートガバナンス上重要であると認識しております。当該責務を果たしていただく観点から、独立社外取締役の選任に当たっては、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しており、そのような資質を持つ独立社外取締役として土屋総二郎氏および山家公雄氏の2名を選任しております。

・なお、現時点では、3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要であると考えておりません。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

・独立社外取締役の選任に当り、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。上場の各金融商品取引所ので定める独立役員の資格を充たしており、一般株主の皆様と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

<全体のバランス、多様性、規模に関する考え方>

・取締役会は、取締役の選任について、会社の各機能と各事業部をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点などを総合的に考慮し、多様性にも配慮するよう努めております。

・なお、社外取締役を含め取締役9名を選任しており、的確かつ迅速な意思決定のためには適切な規模と考えております。

<取締役選任の方針・手続き>

・原則3-1(iv)に記載しております。

補充原則4-11(2)

・事業報告および株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

補充原則4-11(3)

・全ての取締役および監査役に対して、取締役会事務局が取締役会の実効性についてのヒアリングを行い、当該結果を取締役に報告しております。また、社外取締役および全監査役で構成する「社外役員連絡会」を開催するなど、社外取締役および監査役に対する支援が行われていること等によって、監査役も含めた活発な議論が行われていることを確認しております。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

・取締役および監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たし、当社の事業、財務、組織等を熟知した人物を選任するとともに、継続的に研修の機会を設けております。

・取締役については、会社法および時々の情勢に適した内容で社内外講師による講習会を受講し、また社外セミナーに参加する機会を設け、法的知識の習得および取締役の役割と責任の理解促進に努めております。

・監査役については、社内外の講師による講習会を受講し、また社外セミナーに参加する機会を設け、必要知識の習得および役割と責任の理解促進に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

・株主・投資家の皆様との対話については、経理部門の担当役員が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を実施しております。

・対話をサポートする社内の関連部署は、建設的な対話の実現に向け、対話の機会のプランニングや必要な情報の共有など、連携を取りながら対応できる体制を整えております。

・対話の手段として、社長および関係する役員が説明を行う投資家向け決算説明会を実施しております。また、スモールミーティングと称した、小規模での説明会も実施しております。そのような機会を通じて得た、株主・投資家の皆様からの意見・要望などを基に、対話の機会の更なる充実を図ってまいります。

・対話において把握した皆様の意見・要望などについては、必要に応じ経営陣および関連部門へフィードバックし、情報の共有を行っております。決算発表前の期間は、サイレント期間として株主・投資家の皆様との対話を制限するとともに、社内の情報管理の徹底をはかっております。また、社内にインサイダー情報が発生する際には、当該インサイダー情報の管理を行い、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	55,459,486	42.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,332,300	4.87
株式会社三井住友銀行	5,049,402	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,712,800	2.85
日本生命保険相互会社	1,508,615	1.16
第一生命保険株式会社	1,493,290	1.14
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE-HSD00	1,483,700	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,361,400	1.04
三井住友海上火災保険株式会社	1,162,700	0.89
豊田合成従業員持株会	1,072,208	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
土屋 総二郎	他の会社の出身者								△				
山家 公雄	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋 総二郎	○	平成25年6月まで株式会社デンソーの取締役副社長に就任しておりました。	経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため。 なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
山家 公雄	○	エネルギー戦略研究所株式会社取締役研究所長	政策金融および環境・エネルギー分野に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため。 なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	8名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人および内部監査部門は、それぞれの監査の体制、監査方針、監査計画、実施状況、監査結果等について、定例的に会合を持ち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化をはかり、連携して効率的かつ効果的な監査を進めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
林 芳郎	他の会社の出身者							△		△	△			
葉玉 匡美	弁護士									○				
三宅 英臣	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 芳郎		過去においてトヨタ自動車株式会社の業務執行者であり、平成18年6月まで同社の監査役に就任しておりました。また、平成26年6月までプライムアースEVエナジー株式会社の取締役社長に就任しておりました。	専門分野および会社経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただくため。
葉玉 匡美	○	TMI総合法律事務所パートナー弁護士	法曹界における豊富な経験および高い見識を当社の監査に反映していただくため。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
三宅 英臣	○	平成28年6月まで豊田鉄工株式会社の取締役会長に就任しておりました。	経営者としての豊富な知識と高い見識を当社の監査に反映していただくため。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬の考え方は、本報告書I-1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則 3-1 情報開示の充実】(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 に記載のとおりであり、現時点では特段のインセンティブを付与することは考えておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に取締役報酬の総額を開示。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書I-1. 基本的な考え方【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則 3-1 情報開示の充実】(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して、取締役会上程議案の重要事項につき事前説明を実施しております。また、監査役の職務を補助する専任組織として監査役室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、法定の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を備えており、併せて、内部監査をはじめとする内部統制システムを整備、運用しております。

取締役会は、取締役9名で構成され、毎月定期的に行われる取締役会(必要に応じて臨時取締役会)において、法定で定められた事項や経営に関する重要事項の報告・審議・決議がされております。また、執行役員制度を導入しており、意思決定と業務執行のスピードアップを図っております。経営の重要な事項については、経営会議を原則毎月2回、さらに技術・原価・人事などの主要機能に関する全社会議体および各種委員会を適宜開催し、的確な経営判断を行っております。

また、将来にわたり社会から信頼され続ける企業であるために環境保全・社会貢献などの社会的責任を果たすとともにコンプライアンスの徹底、リスク管理の強化、環境対応などの幅広い分野において、体制・しくみの整備を行っております。

監査役会は、監査役5名で構成され、定期的に行われる監査役会を開催するとともに、取締役会ほか社内での主要会議体へ出席し、経営監視の機能を果たしており、外部監査人である会計監査人による監査機能とあわせ、独立かつ公正な監査体制を確保しております。

監査役監査については、その実効性を高めるため、監査に関する基本的事項などを定めた監査役監査基準を制定し、当該基準に基づき実施しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い、当社および子会社に対し、調査・ヒアリングを実施し、また、取締役会、経営会議などの重要な会議体・各種委員会へ積極的に出席するほか、取締役等から事業の報告の聴取、決裁書類等重要な書類の閲覧、事業所や子会社の往査等、適法性の確保、適正性の確保、財産・権利の保全、損失の未然防止の観点より、取締役の職務の執行を監査しております。なお、監査役監査を補助する専属の部署を設置し、監査役監査をより実効的に行える体制を整えております。

内部監査については、8名で構成された監査部を設置し、期首に経営者に承認された内部監査計画に基づき、経営目標の達成とともに不正・誤謬の予防を図ることをねらいに、適法性と合理性の観点から業務全般にわたる内部監査を実施しております。また、各機能部門は、それぞれの機能に応じた内部統制を整備しており、監査部による内部監査はその整備状況および運用状況に対する監査を含んでおります。

内部監査の結果は内部監査担当役員を経由し経営者に報告されるとともに、被監査部門に対しては監査結果に基づく改善勧告を行い、改善計画および改善結果を確認することにより、内部監査の実効性を高めております。また、内部監査計画は監査役との意見交換を通じて作成するとともに、内部監査の実施状況、監査結果については随時、監査役に報告し、情報の共有化をはかっております。

当社は全ての社外取締役および社外監査役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を賠償責任の限度としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上記の体制を選択することにより、法定の機関設計に基づく経営監視機能を備えるとともに、経営陣から一定の距離にある社外監査役を含む各監査役が各種会議体・委員会へ出席し、経営陣に対し客観的評価に基づく発言をすることによりその監視、監督の実効性を高めております。

また、監査役監査、会計監査および内部監査の各監査がそれぞれ連携のうえ機能していることから、会社の意思決定、業務執行の適法性、有効性、効率性が十分に担保される体制を整備していると考えております。

社外監査役は、取締役会に出席し、取締役会の職務執行の状況について適宜説明を求めるとともに、経営監視の実効性を高める役割を担っております。また、各監査役は、適宜事業所および子会社を訪問し、直接的に監査を行なうとともに、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。

このように、当社は監査役による公正な立場で取締役の職務執行に対する適法性、有効性および効率性の検証を行うなど客観性および中立性を確保したガバナンス体制の整備に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトおよび議決権電子行使プラットフォームにて、招集通知の英文を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算および期末決算の発表後に説明会を開催しております。また、個別取材にも対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が主催する海外投資家向け説明会に参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにて、決算短信、業績概要、IRカレンダー、株式情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部 主計室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」に「お客様の満足、人間性の尊重、社会との共生」を掲げております。また、「経営理念」を補完するものとして「行動倫理ガイド」を策定し、「企業の社会的責任、会社と社員との関係、会社の事業活動、社会との関係、私的行為」の観点から、具体的行動の手引きを示し全社員に徹底することで、ステークホルダーとの良好な関係の維持に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動として、環境保全、コンプライアンス、社会貢献等の活動を推進しております。活動の結果は、「豊田合成レポート」にて公開しております。
その他	<p>当社は、社員一人ひとりが持つ「多様な個性」を受け入れ、企業の成長と社員一人ひとりの成長につなげていくという考え方を基に、多様な人材が個性と能力を最大限発揮できる企業風土をつくりあげ、企業価値の向上を目指しております。</p> <p>年齢や性別、障がいの有無等にとらわれることなく、従業員の多様性を受容し、幅広い人材が活躍できる企業風土づくりを積極的に推進しております。</p> <p><女性の活躍の方針・取組について> 当社は、女性の活躍促進に向けて、計画的な育成のためのキャリアプラン作成や教育の機会提供、また仕事と育児の両立のための職場環境整備や制度の充実を図っております。また介護による休業にも対応できるよう、制度構築や取得しやすい風土づくりにも取り組んでおります。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制の整備に関する基本方針」は、以下のとおり定めております。

なお、その運用状況は、毎年、取締役会にて確認しており、必要に応じ内容の見直し、変更を行う体制をとっております。

＜内部統制整備の基本方針＞

- (1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア)取締役に必要な法令知識などに関する研修を通じて、取締役が法令および定款に適合した行動をとることを徹底します。
 - イ)業務執行にあたっては、取締役会および組織横断的な各種会議体で、総合的に検討した上で意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
 - ウ)企業行動倫理に関する委員会を設置し、法令および企業倫理遵守に向けた対応を審議し、決定します。また、組織横断的な各種会議体で、各機能におけるリスクの把握および対応について適正な意思決定を行います。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア)取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程および法令に基づき、各担当部署が適切な保存および管理を行います。
- (3)当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア)安全、品質、環境など各種リスクについては、各担当部署が規程および要領を制定し、必要に応じて運用状況を評価した上で対策を実施するなど、適切な管理を行います。
 - イ)安全、品質、環境など危機管理に関するガイドラインを子会社に展開し、必要に応じ助言を行います。
 - ウ)資金の流れや管理の体制を文書化するなど、当社および子会社の適正な財務報告の確保に取り組むほか、適時適正な情報開示を行います。
 - エ)災害などの発生に備え、事業継続計画の整備や訓練を実施します。また、必要に応じて保険付保を行うなどリスク分散を図ります。
- (4)当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア)中長期の経営方針および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。
 - イ)取締役は、会社方針を基に、執行役員を指揮監督するとともに、機動的な意思決定を行います。執行役員は、取締役の指揮監督に基づき機動的に業務を執行します。
 - ウ)当社および子会社は、規定により業務執行の権限および責任を明確にし、それに基づき業務および予算の執行を行います。重要案件については取締役会や各種会議体への付議基準に基づき、適切に付議します。
 - エ)子会社を管理する担当部署を置くとともに、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、当社および子会社の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、事前承認報告制度を整備し、運用します。
- (5)当社の使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア)当社および子会社は、各組織の業務分掌、職務権限を明確にするとともに、行動憲章、行動倫理ガイドなどのコンプライアンス行動指針を定め、階層別教育などを通じ、全社員に徹底します。
 - イ)当社および子会社の機能主管部署は、主管する業務の規程および要領を制定し、展開するとともに、点検を行うなど実効性を確保します。また、当社および子会社の内部監査部署は、その状況を定期的に確認します。
 - ウ)当社および子会社にコンプライアンス担当組織を設置し、法令遵守などに関する情報提供などを行い、当社および子会社のコンプライアンス意識の醸成を図ります。
 - エ)当社および子会社は、社内外にコンプライアンスに関わる相談窓口を設置するなど、早期に情報を把握し、解決を図ります。
- (6)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア)子会社から定期的に、また随時事業の報告を受けます。
 - イ)定期的に当社および子会社の代表が集まる場を設け、子会社から直接報告を受けるとともに、各種情報の共有化を進めます。
- (7)当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア)子会社と経営理念を共有するとともに、共通の行動憲章を定め、子会社に展開することで、当社および子会社の健全な内部統制環境の醸成を図ります。
 - イ)重要な子会社には非常勤取締役、監査役を派遣することで、子会社および子会社との業務執行を監視するとともに牽制します。
- (8)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ア)監査役を補助する使用人は、常勤監査役との協議により、必要とする人数を設置します。また、監査役を補助する使用人は、監査役の指示に従い、監査役監査に必要な調査を補助します。
 - イ)内部監査部署および機能主管部署は、必要に応じ監査役と連携して、当社および子会社の機能監査を実施し、結果を監査役に報告します。また、必要に応じ監査役監査の調査を補助します。
- (9)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ア)監査役を補助する使用人については、監査役の下に設置する専任部署に所属します。その使用人の人事(異動、考課、処遇など)は、常勤監査役との協議により決定します。
- (10)監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア)監査役を補助する使用人は、取締役、執行役員、使用人の指揮命令を受けないものとします。
- (11)当社および子会社の取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ア)取締役は、主な業務執行について、担当部署を通じて随時適切に監査役に報告するほか、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
 - イ)当社および子会社の役職員は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行います。
- (12)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア)監査役へ報告を行った取締役、執行役員、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止します。
 - イ)監査役へ報告を行った子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を子会社の役職員に周知します。
- (13)監査役を補助する使用人の取扱いに関する事項
 - ア)監査役を補助する使用人については、監査役の下に設置する専任部署に所属します。その使用人の人事(異動、考課、処遇など)は、常勤監査役との協議により決定します。
- (14)その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制
 - ア)主要な会議体には監査役の出席を得るとともに、重要書類の閲覧の機会を確保します。
 - イ)代表取締役、会計監査人、内部監査部署と監査役が定期的に意見交換する体制を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社で働く全ての人々の行動指針として「豊田合成行動倫理ガイド」を制定しており、その中で「反社会的勢力排除」を明記し、実践しております。

<反社会的勢力排除に向けた基本方針>

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

ア)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一線を画し毅然とした態度で臨み、そのような勢力とは、たとえいかなる動機や理由があっても決して関係しません。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

(1)対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

ア)本社に対応統括部署を設けるとともに、主要拠点ごとに対応責任者を定める等、全社的な体制を整備しております。

(2)外部の専門機関との連携状況

ア)警察本部、所轄警察署との定期的な情報交換および当局が主催する連絡会等へ参画し、連携して対応しております。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

ア)外部専門機関および有識者と連携して、反社会的勢力に関する最新情報を対応統括部署で収集・管理し、必要に応じ社内への注意喚起等に活用しております。

(4)対応マニュアルの整備

ア)不当要求行為等に関する対応方法についての事例集等を作成し、社内各部に配布しております。

(5)研修活動の実施状況

ア)社内イントラネットを利用して、反社会的勢力に関する情報を提供しております。

イ)外部専門機関が開催する反社会的勢力排除の講習やセミナーを受講する等、被害の未然防止に向けた各種啓蒙活動を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社で働く全ての人々の行動指針として「豊田合成行動倫理ガイド」を制定しており、その中で「幅広いステークホルダーへの積極的かつ公正な企業情報の提供」を明記し、実践しております。

<会社情報の管理、適時開示の体制>

(1)当社は、「会社情報の適時開示規程」により、当社および子会社に関する情報の管理について定め、社内規定として、適時開示についての体制および手続きを定めております。

(2)社内規定に基づき、情報の内容別に定められた開示対象情報管理部署からの連絡または経営会議資料および取締役会資料のチェックにより、適時開示主管部署（総務部）が情報を収集しております。

(3)適時開示主管部署および適時開示責任者（総務担当役員）は収集した情報について、上場証券取引所規則ならびに金融商品取引法をはじめとする関係法令、規則、ガイドライン等に基づき開示判断を行っております。

(4)上記判断に基づき開示が必要な場合は、取締役社長および常勤監査役への報告手続きを経て、適時迅速な開示を行っております。

